

2021年1月28日

貸切バス事業者 各位

2022年度以降の事業許可更新までの間に行政処分を受けた場合の、更新申請時の注意点について（お知らせ）

平素より国土交通行政にご理解をいただき御礼申し上げます。

平成29年度から始まった貸切バス事業の許可更新におきまして、2022年度（令和4年度）以降の更新時においては、以下1又は2に該当する場合、許可の更新を受けることができませんのでご注意願います。

1. 前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けたのち、運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

2. 前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、行政処分を受けた場合。

※1) **前回許可時**とは：前回の更新期限の翌日

（更新の許可書が発行された日ではありません）

更新申請時とは：2回目以降の更新期限の日

※2) **行政処分**は次の法令違反が対象です。（**兼業の事業も対象になります**）

道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上または使用制限（禁止）の処分

※3) 「**運輸安全マネジメント評価**」とは次のものをいいます。

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成21年10月16日国官運第156号・国自安第88号・国自貨第95号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価（**国が実施する運輸安全マネジメント評価は該当しません**）

<認定事業者>（令和2年11月26日現在）

（独法）自動車事故対策機構

MS & ADインターリスク総研(株)

SOMPORリスクマネジメント(株)

東京海上日動リスクコンサルティング(株)

（一財）日本品質保証機構

（一社）日本海事検定協会

※4) 2. に該当する場合は、運輸安全マネジメント評価を受けた場合でも許可の更新を受けることができません。